

第十回 特別弔慰金について

平成27年4月1日より「戦没者の遺族に対する特別弔慰金(第十回特別弔慰金)」の申請を受け付けています。前回の国債の償還が終わった方や、受け取っていた方が亡くなった場合などで、まだ支給対象かどうか確認をしていないご遺族がおられましたら、窓口までご相談ください。

○特別弔慰金の請求について

今回の特別弔慰金請求に関わる書類は、社会福祉課および各支所福祉課窓口でお渡しします。請求の際、戸籍書類やマイナンバーなどが必要となります。

必要となる書類をすべてそろえて申請してください。

○特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

今般の法改正による特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表すため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

○支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

順位	支給対象者
1	弔慰金受給権者
2	子
3	戦没者等死亡当時、戦没者等と生計を共にしており、平成27年4月1日現在、氏を変える婚姻・養子縁組をしていない (1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
4	上記3以外の(1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
5	戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた三親等内親族 (1) 葬祭を行ったもの (2) 葬祭を行っていないもの

※子については、戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。

※戦没者死亡後に出生した兄弟姉妹・孫・三親等内親族は、特別弔慰金の対象遺族になりません。

※状況により先順位が変わる場合もありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

○支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期間

平成30年4月2日(月)まで

(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

【請求・問合せ】

社会福祉課(内線157)・笠間支所福祉課(内線72134)・岩間支所福祉課(内線73171)



やさしい保険プラザ
友部スクエア店

笠間市住吉1364-1
0120-650-121

営業時間 10:00~20:00

保険募集代理店
株式会社 ファイックス ジャパン
茨城支店

やさしい保険プラザでは、ファイナンシャルプランナーが皆様のお金に関するご相談を承っております。ぜひお気軽にご来店ください。



「でも、だんだんと保険会社も利率の見直しを始めています。」



「それなら早くしなくてはいいわね。さっさと相談に行ってみようかしら!」



「貯蓄型生命保険」というものがあるらしいわよ!



「もしもの時の死亡保障とあわせて、支払った保険料も積み立てられて増えるらしいわよ。」



「せっかく手元にお金があるのに、将来のために増やそうと思ったらどうしたらよいのかしら?」



「ええー!!!それなら金融機関はたまたたの金庫のようなものよね。」



「今は100万円を1年間預けても、金利が0.001%だとなったの10円よ。」



「マイナス金利の影響で金融機関の金利がどんどん下がっているそうよ!」

「マイナス金利の今、どのようにお金を増やす?」